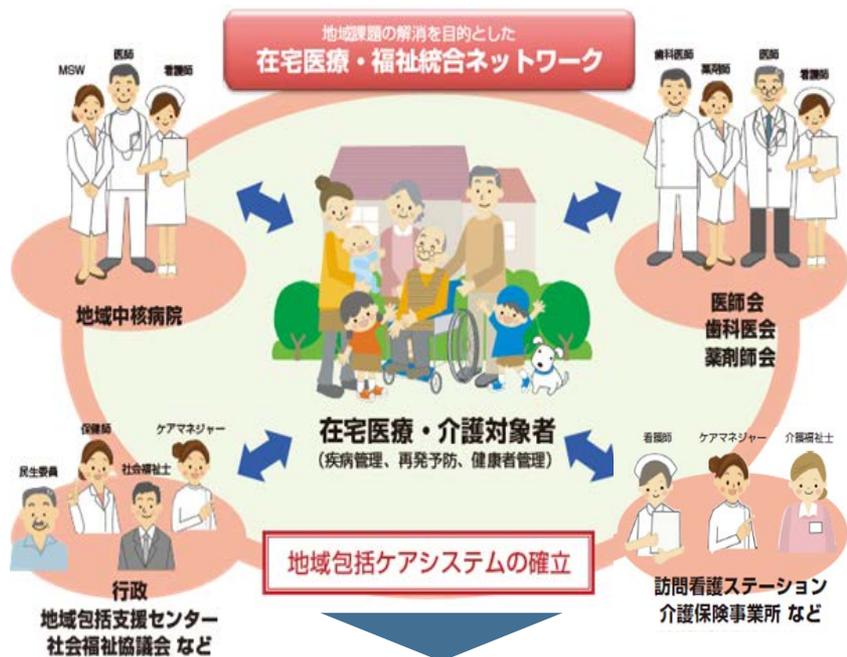


# IIJ電子@連絡帳サービスの ご紹介

2020/09/01

株式会社インターネットイニシアティブ  
ヘルスケア事業推進部





## 医療・介護サービスの提供体制改革の必要性

- ① 医療との連携強化
- ② 介護サービスの充実強化
- ③ 予防の推進
- ④ 見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備

## 多職種連携が必須

在宅医療・福祉総合ネットワーク  
IIJ電子@連絡帳サービス

IIJ  
医療情報ガイドライン対応した  
セキュリティ実装  
クラウドサービス開発・運用

共同研究

名古屋大学医学部附属病院  
先端医療開発部先端医療・臨床  
研究支援センター  
実証と開発

IIJ電子@連絡帳サービスを提供



## ■ 在宅医療・介護連携推進事業の推進

### 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

#### ○事業項目と取組例

##### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



##### （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

##### （キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



##### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

##### （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

##### （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

##### （カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

##### （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

「在宅医療・介護連携推進事業について」 厚生労働省老健局老人保健課

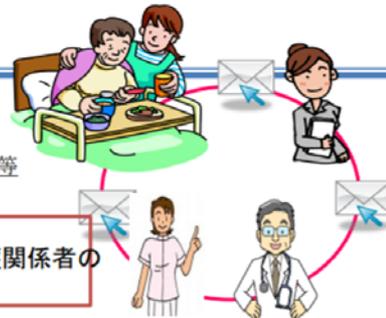


## ■ 医療・介護関係者の情報共有の支援の整備事業

### (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。

※情報共有ツール:情報共有を目的として使用される、情報共有シート、連絡帳、地域連携クリティカルパス等



#### ポイント

- 既存の情報共有ツールの改善や、情報共有ツールを新たに作成する場合は、医療・介護関係者の双方が利用しやすい様式等になるよう考慮する。

#### 実施内容・方法

##### 1. 情報共有ツールの作成

- (1) 地域における既存の情報共有ツールとその活用状況を把握し、その改善等や新たな情報共有ツール作成の必要性について、関係する医療機関や介護サービス事業者の代表、情報共有の有識者等からなるWGを設置して検討(※地域の実情に応じて、既存の情報共有ツールの改善でも可)。
- (2) 作成又は改善を行う場合、WGにおいて、情報共有の方法(連絡帳、連絡シート、地域連携クリティカルパス、ファックス、電子メール等)や内容等を検討し、情報共有ツールの様式、使用方法、活用・手順等を定めた手引き(利用者の個人情報の取り扱いを含む)等を策定。  
※ 実際に情報共有ツールを使用する地域の医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえること。

##### 2. 情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握

- (1) 地域の医療・介護関係者を対象に、使用方法の説明等、情報共有ツールの導入を支援するための研修会を開催や、情報共有ツールの使用方法や情報共有の手順等を定めた手引き等を配布。
- (2) アンケート調査、ヒアリング等によって、情報共有ツールの活用状況とその効果、うまく活用できた事例やできなかった事例等について把握し、改善すべき点がないかなどについて検討。
- (3) 必要に応じて、情報共有ツールの内容や手引き等を改定し、関係者に対し、十分周知。

#### 留意事項

- 職員の交代時期を考慮し、例えば、定期的に医療機関等や介護事業所で実際に従事する職員に対して手引きを周知するよう配慮する。

13

「在宅医療・介護連携推進事業について」 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000131928.pdf>

# 「電子@連絡帳」の開発背景③（セキュリティ対策）



電子@連絡帳では医療情報の取扱を考慮し、以下のガイドラインを考慮し、さらに第三者からのセキュリティ監査も実施しています。



各省庁の法令・ガイドラインに則った運用をサポートします。

サービス運用者、利用者

厚生労働省

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

399  
項目

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

契約関係  
(委託契約)

システムサービス提供者

医療情報を委託管理する  
情報処理事業者向けガイドライン

374  
項目

ASP・SaaS事業者が医療情報を取り  
扱う際の安全管理に関するガイドライン

614  
項目

ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン  
クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン

経済産業省

総務省

※各ガイドラインの対象項目をIIJにて独自に精査し項目を分類。

# 電子@連絡帳 利用シーン（現状は様々な手段が必用）

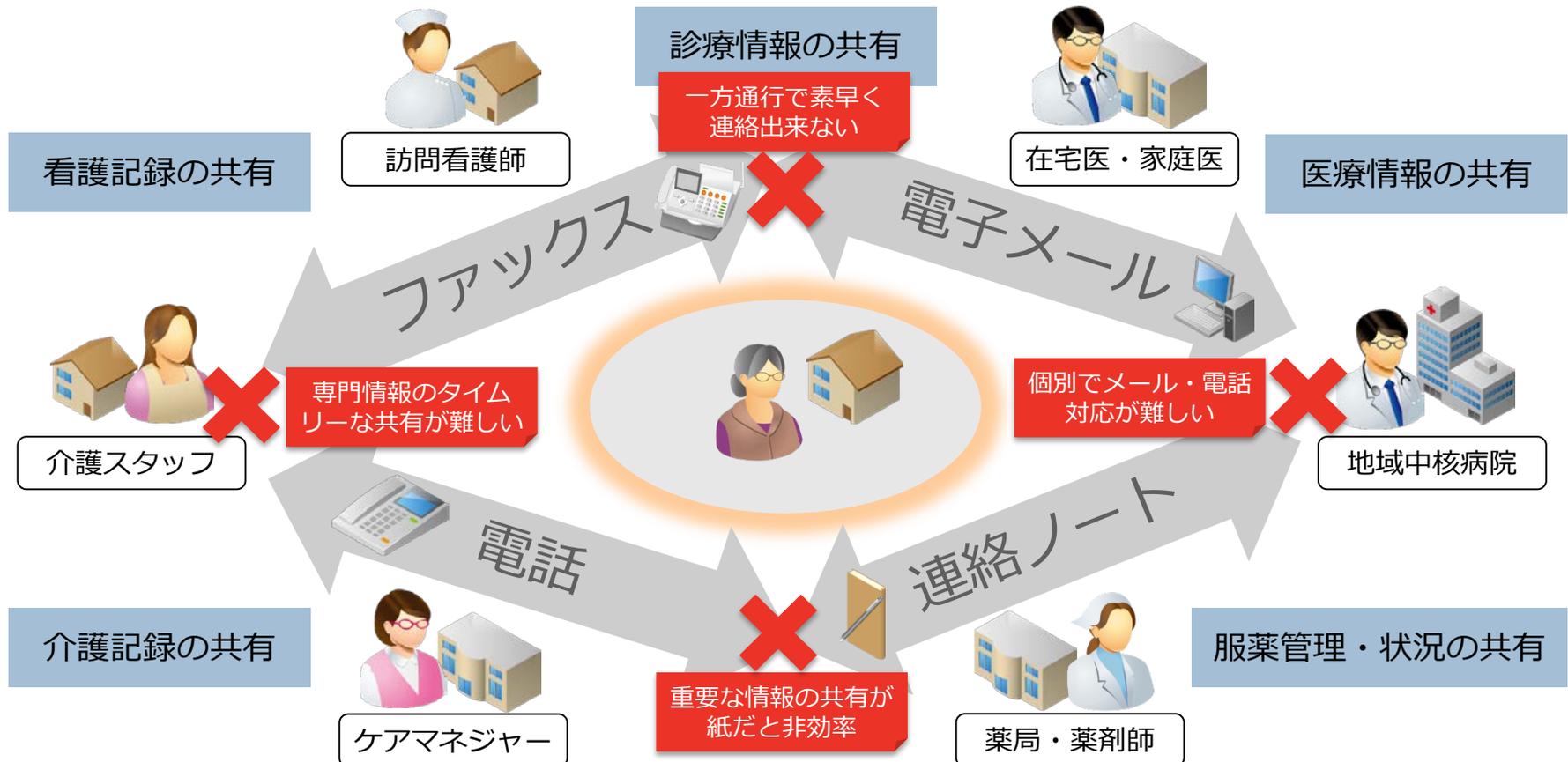


## ■ 課題

患者様の情報に関して、**電子メール、連絡ノート、ファックス、電話等**の連絡手段で共有するため、多職種間での**コミュニケーションがなかなか**取れない課題があります。

## ■ 各専門職様からのご要望が挙がっています。

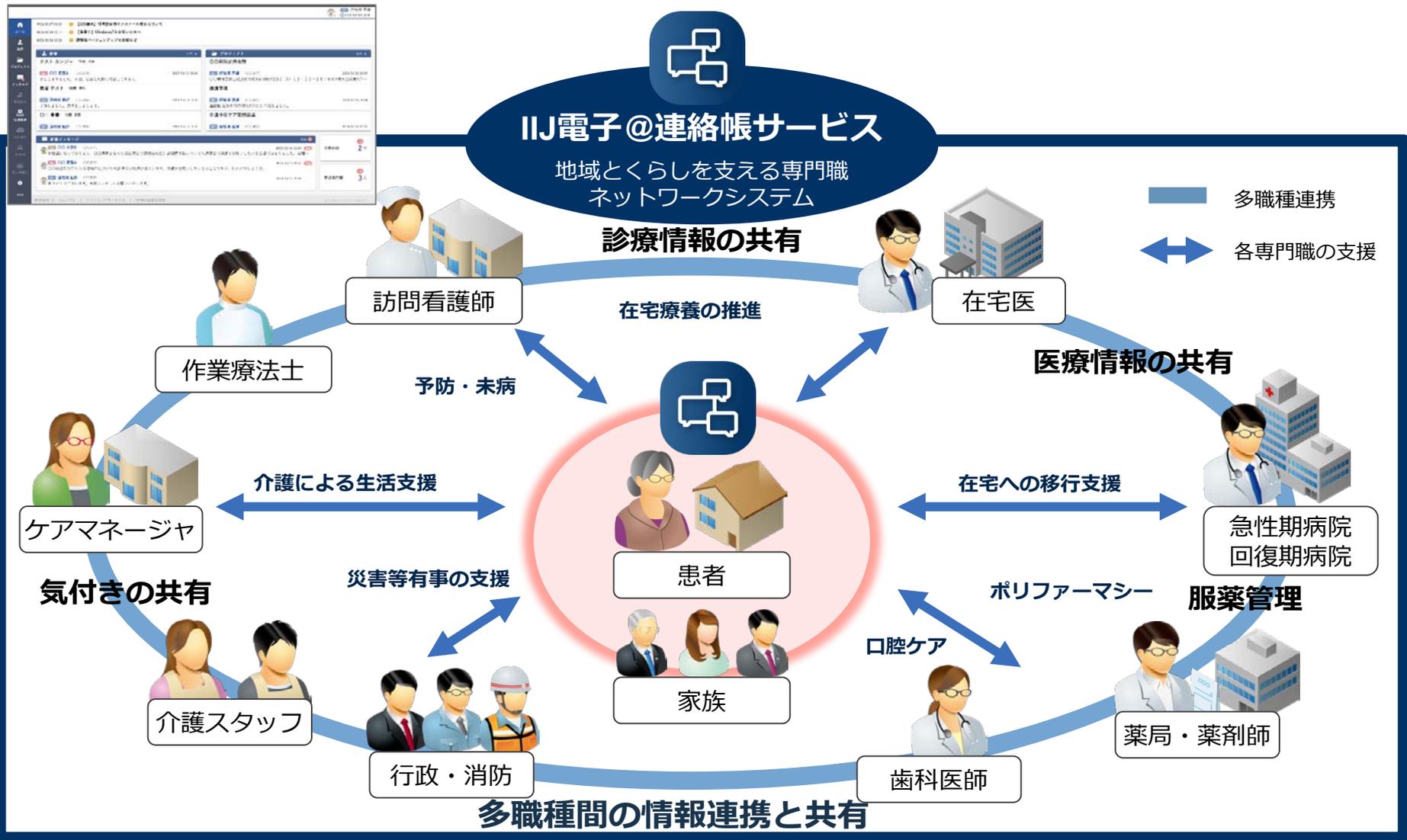
- 在宅医療に携わる患者様情報を迅速に共有することで「地域包括ケア」を実現し、生活満足度（QOL）を向上させたい。
- 介助方法等を訪問前に計画したい。
- 高度なセキュリティ環境で安全に情報共有を行いたい。



# 電子@連絡帳 利用シーン（ICTシステム活用し集約）



医療/介護に関わる専門職が「いつでも、どこでも、すぐにでも」情報共有できるための  
**「多職種連携」コミュニケーションプラットフォーム**





## 見る

### 見るだけで、簡単に情報共有。

基本的な使い方は、自分が担当している患者、プロジェクト等をただ見るだけ。支援チームの発言や資料など、まとめて見る事が出来ます。

### 時系列だから分かりやすい。

支援チームの記事や資料は、時系列で分かりやすく表示。患者のケア状況についても、前後の流れが把握しやすくなっています。

### 他のメンバーのやり取りもわかる。

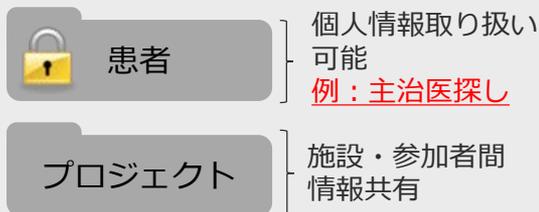
支援チームの医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の支援チーム間で行われているやり取りが一目でわかります。

### 使い慣れている機器で利用できる。

パソコン（Windows, Mac）、タブレットなどのWEBブラウザから利用できます。もちろん、セキュリティは医療情報が扱えるぐらい万全。



#### 【情報カテゴリー】



## 書き込む

### 好きなときに、好きな場所で。

連絡したい事や共有したい資料がある場合には、普段お使いのパソコンで伝言メモを残す感覚で書き込んでください。他のメンバーが都合の良いときにすぐ確認できます。

### メール感覚で資料を登録。

診療情報や申送り、FAXなど支援チーム間で共有したい資料は、写真にとって登録するだけでOKです。メールを送る手軽さで共有できます。

### メンバーしか見ないから安心。

あなたの記事は、支援チームのメンバーしか見る事ができません。メンバー外やサービス提供者も見ることができません。特別便を利用すればメンバー内の特定の人とだけのやりができます。

### 項目を選ぶだけで様式ができる。

介護事業に必要な主治医意見書、訪問看護指示書・報告書等を登録できます。書類フォーマットが異なる場合はオプションでカスタマイズ可能です。



## 面倒なやりとりも、添付ファイルで解決

ノート代わりにも。

### 「連絡ノート」の共有

連絡ノートの共有したいページを写真に撮ってアップすれば、いちいち連絡ノートを見に行く手間も省けます。

たまったFAXも。

### 「FAX」画像の共有

届いたFAXをその都度登録する習慣にしておけば、FAXがたまることもありません。

共有したい画像も。

### 「医療画像」の共有

病院等で撮影したCTやMRI画像も登録すれば、内外の関係者とも簡単に情報共有する事ができます。



患者の症状も。

### 「写真」の共有

患者の患部写真を登録して共有したり、写真にコメントを付けたりする事もできます。

報告書や必要書類も。

### 「文書ファイル」の共有

医師や看護師、ケアマネジャーなど複数に関わる文書なども手軽に登録できます。使いなればExcelやワードをそのまま登録できます。



# 「土浦市 電子@連絡帳」 施設登録申請の方法

---





<https://ptl.ijj-renrakucho.jp/tsuchiura/>



在宅医療・福祉統合ネットワーク

土浦市 電子@連絡帳

ホーム

電子@連絡帳とは

ご利用までの流れ

サポート窓口



## はじめに

土浦市は、平成31年2月から電子@連絡帳の運用を開始しており、利用登録された端末（PC・タブレット・スマートフォン等）からであれば、いつでも、どこでも利用することができます。

「お気に入り」や「ショートカット」を登録をしておく  
と便利です。

ら進めてください。既に施設を登録済み  
の場合は、施設管理者に利用者アカウン  
トをご確認ください。既に登録されてい  
る方は、証明書の取得をしてください。

証明書インストール手順

初回の証明書設定

施設管理者メニュー

- ▶ 施設登録申請
- ▶ 利用廃止申請

利用規約

サポートサイトは [こちら](#)

土浦市医師会



<https://ptl.ijj-renrakucho.jp/tsuchiura/>

電子@連絡帳

**利用開始** 🔒

利用には事前の利用者登録と利用証明書のインストールが必要です。施設登録から進めてください。既に施設を登録済みの場合は、施設管理者に利用者アカウントをご確認ください。既に登録されている方は、証明書の取得をしてください。

**証明書インストール手順**

**初回の証明書設定** 🔒

**施設管理者メニュー**

- ▶ 施設登録申請
- ▶ 利用廃止申請

## 利用者（担当者）向けメニュー

- ・ 電子@連絡帳の利用開始
- ・ 証明書インストール手順
- ・ 初回の証明書設定  
(インストール初回のみ)
- ・ 使用端末の追加方法

## 施設管理者向けメニュー

- ・ 施設登録申請（初回のみ）
- ・ 利用廃止申請（随時）



 電子@連絡帳

**利用開始** 

利用には事前の利用者登録と利用証明書のインストールが必要です。施設登録から進めてください。既に施設を登録済みの場合は、施設管理者に利用者アカウントをご確認ください。既に登録されている方は、証明書の取得をしてください。

**証明書インストール手順**

**初回の証明書設定** 

**施設管理者メニュー**

- ▶ 施設登録申請
- ▶ 利用廃止申請

## 初回のみ

「施設登録申請」が必要です。  
ポータルサイトの右下、「施設登録申請」をクリックします。

### 施設管理者メニュー

- ▶ 施設登録申請
- ▶ 利用廃止申請





ptl.ijj-renrakucho.jp の内容

登録が完了しました。

OK

この画面が表示されたら、施設登録申請は完了です。市役所が参加の承認を行います。申請が承認され次第、登録したメールアドレスに、下記3通のメールが届きます。

- 施設登録申請の承認完了
- 電子証明書取得用ナンバー/パスワードの通知
- ログイン用ID・パスワードの通知



本書には、株式会社インターネットイニシアティブに権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当社に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されている商品名、会社名等は各会社の商号、商標または登録商標です。文中では™、®マークは表示していません。本サービスの仕様、及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。